３　令第二条第一項第四号に規定する勤務の記録に関する事項は、次に掲げるものとする。

一　人事院規則八―一二（職員の任免）第五十三条各号（第四号を除く。）若しくは第五十四条各号に掲げる場合、人事院規則一一―八（職員の定年）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則一一―一〇（職員の降給）第七条に掲げる場合、人事院規則一八―〇（職員の国際機関等への派遣）第六条に規定する場合、人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）第十二条各号若しくは第二十四条各号に掲げる場合、人事院規則二一―〇（国と民間企業との間の人事交流）第三十九条各号に掲げる場合、人事院規則二四―〇（検察官その他の職員の法科大学院への派遣）第十六条各号に掲げる場合、人事院規則二五―〇（職員の自己啓発等休業）第十一条各号に掲げる場合、人事院規則二六―〇（職員の配偶者同行休業）第十二条各号に掲げる場合、人事院規則一―六四（職員の公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―六五（職員の公益財団法人ラグビーワールドカップ二千十九組織委員会への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―六九（職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣）第九条各号に掲げる場合、人事院規則一―七二（職員の令和七年国際博覧会特措法第十四条第一項の規定により指定された博覧会協会への派遣）第九条各号に掲げる場合又は人事院規則一―七四（職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣）第九条各号に掲げる場合に該当する異動の内容（人事院規則八―一二第五十三条第二号若しくは第六号又は第五十五条第一号に掲げる場合に係るもので任命権者が記載することを要しないと認めるものを除く。）

［二～六　略］

４　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（人事統計報告に関する内閣官房令の一部改正）

第三条　人事統計報告に関する内閣官房令（昭和四十一年総理府令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（休職状況統計報告）	（休職状況統計報告）
第二条　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。	**第二条**　休職状況統計報告は、七月一日現在における職員の休職、派遣及び休業の状況について、次の各号に掲げる職員数を調査集計し、別記様式第二により、八月三十一日までに作成するものとする。
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　令和七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第一項の規定により派遣されている職員	八　平成三十七年に開催される国際博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律（平成三十一年法律第十八号）第二十五条第一項の規定により派遣されている職員
［九～十一　略］	［九～十一　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この内閣官房令は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の寒冷地手当支給規則別表富山県の項中富山森林管理署常願寺川治山事業所に係る部分は、平成二十七年四月一日から、同表福島県の項中福島森林管理署白河支署表郷森林事務所に係る部分は、平成二十九年九月二十六日から適用する。